

巻頭言

SANFRECCE (三本の矢)

公益財団法人 高輝度光科学研究センター
理事長 白川 哲久



昨シーズンのJ1は、広島サンフレッチェが創設以来の初優勝を遂げました。その「サンフレッチェ (SANFRECCE)」は、まったくの造語で、日本語の三 (SAN) と弓矢の複数形を表すイタリア語 (FRECCE) を組み合わせたもので、「三本の矢」の意味です。

「三本の矢」は、ご存じの通り戦国時代に活躍した安芸の国の名将毛利元就が三人の息子 (毛利隆元、吉川元春、小早川隆景) に「一本の矢では簡単に折れるが、三本束ねると容易に折れない」と言って兄弟三人が力を合わせて協力することの大切さを諭した故事ですが、それがRISTと何の関係があるのでしょうか？

RISTは昨年4月から、特定先端大型研究施設共用促進法 (以下、「共用促進法」) 上の特定高速電子計算機施設であるスーパーコンピュータ「京」の登録施設利用促進機関 (以下、「登録機関」) として利用者選定や利用支援の利用促進業務を開始されました。私どもの公益財団法人高輝度光科学研究センター (JASRI) は、以前から同じく共用促進法の特定放射光施設として位置づけられているSPring-8とSACLA (X線自由電子レーザー施設) の登録機関として永らく利用促進業務を行っていますし、一昨年4月には一般財団法人総合科学研究機構 (CROSS) が同じく特定中性子線施設 (J-PARC) の利用促進業務

を始められており、RISTを加えて三つの登録機関が共用促進法に基づき (対象施設は三者三様ですが) 利用促進業務を行うことになりました。

SPring-8とJ-PARCはともに量子ビーム施設として利用研究者の層が重なる部分もありますし、これまでも東日本大震災で被災したJ-PARCの利用研究者をSPring-8で緊急に受け入れるなどの協力を行ってきましたが、「京」の強力なシミュレーション機能とSPring-8/SACLAやJ-PARCの高度な分析能力を組み合わせれば、ナノスケールで発現する物質の機能や現象を解明する全く新たなブレイクスルーが期待できますし、SACLAなどで得られる大量の実験データの解析には、スパコンの大容量計算機能が欠かせません。そのため、SPring-8/SACLAやJ-PARCと「京」との利用面での連携・協力を深めていくことは必然の方向と考えられますし、文部科学省の科学技術・学術審議会先端研究基盤部会でも「共用促進法対象の4施設間の連携取組を一層進めていくべき」(平成24年8月7日付け部会報告書) と指摘されています。

このように4施設を相補的に利用することによってそれぞれの施設における利用研究をより効率的、効果的に促進することができると考えられます。しかし、現状では各施設を相補的に利用しようとする利用者もそれぞれの登録機関にばらばらに利用申請を提出して

審査を受けなければなりません。このため、単独施設の利用者と同一扱いで審査され、複数施設の相補利用が促進される状況ではありません。

そこで、このような事態を登録機関の連携により少しでも回避し、4施設の相補的利用を促進し、利用研究成果の更なる質的・量的な向上を目指すべく、JASRIではRISTとCROSSに呼びかけて、三登録機関間の連携促進のための枠組みの創設を提案、両機関のご賛同を頂いて昨年6月1日付けで協力協定書を締結しました。さらに7月5日には早速協定書に基づき具体的な連携協力の在り方を検討するための第一回の連携促進協議会を開催し、情報の交換や人材交流、施設の相互利用などを進めるために協議会の下に部会等を設置して具体的な方策を検討していくことで合意しました。

その後の検討をもとに、すでにJASRIとCROSSの間では、SPring-8とJ-PARCの共用ビームラインを対象として、2013年度上期（2013A期）から両施設の相補的利用に係る課題募集を始めました。この制度では、審査に際して相補的利用のメリット、それにより優れた成果を期待できることなどをアピールすることができるため、相補利用の促進が期待できます。このほか、研究員の相互人材交流や相補的利用研究の促進・拡大のためのセミナーや講演会の開催を計画するなど、可能なものから具体化に向けて動き出しています。今後、RISTを含め、量子ビーム、計算科学などのより広い分野での連携を展開していきたいと考えており、RISTとも検討を始めたところです。

さて、上記の第一回目の連携促進協議会では、三機関の中では先輩格にあたるJASRIを代表して、私からこれまでのJASRIの経験も踏まえて、「共用促進法の原点～利用者本位～」と題して記念講話をさせて頂きました。

実はJASRIは現行共用促進法上の登録機関となるずっと以前から、旧共用促進法に基づく「放射光利用研究促進機構」に指定され（平成6年10月）、SPring-8の運営管理全般について登録機関よりはずっと広範な業務を担ってきた歴史があります（その詳細を述べることは本稿の趣旨ではありませんので割愛します）が、旧科学技術庁がSPring-8計画の推進を決めた当初から、共用促進法の最も重要なコンセプトは「利用者本位」という考え方で、それは現在の共用促進法においても何ら変わっていないはずです。そこで、記念講話では共用促進法の変遷と「利用者本位」の考え方の重要性をお話しさせていただきました。

同時に、利用促進業務を担う登録機関の立場は、実は必ずしも強いものではないということをお話ししました。登録機関は、共用促進法の主務官庁である文部科学省の政策展開に大きな影響を受けますし、施設の設置者であり運営責任者である独立行政法人のご意向を無視することはできませんし、さらに「利用者本位」の対象である利用研究者は、時に大変扱いにくい、我儘な存在になり得ます。そのような中で、しかしやはり共用促進法の原点である「利用者本位」の考え方を貫きつつ、各施設の持つポテンシャルを最大限に引き出していくためには、RISTが加わって三つの登録機関が出そろったこの機会を捉えて、登録機関同志の連携協力を深めていくことが大変重要と考え、その象徴として冒頭述べました「SANFRECCE（三本の矢）」のお話をさせて頂いた次第です。

最後に、「利用者本位」と「三本の矢」でお互い頑張っていくことを確認し合って、一回目の協議会を終えました。

今後、この協力の枠組みを使って、三登録機関間の連携協力を一層促進していきたいと考えておりますので、RISTにおかれましても、どうぞよろしく願いいたします。